

【返戻金制度について】

当社の職業紹介により入社した求職者が自己都合による退職にて雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を返金するものとします。

なお、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

- 1) 入社後、1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の80%
- 2) 入社後、3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%
- 3) 入社後、6ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の20%

※ 派遣期間を経ってから直接雇用に切り替えた場合には、本制度は適用されません。

上記のいずれにつきましても、契約書及び覚書等で別途定めた場合は、当該定めとなりますので契約書及び覚書等をご確認下さい。

許可番号：13-ユ-313426

エイドスタッフ株式会社